

## I 目指す学校

### 校訓 「自立に向かって 確かな学び」

専門性の高い指導があつて確かな学びがある。

#### <学校教育目標>

- 夢をもち、その実現に向かってチャレンジする意欲を育てる。
- 地域の一員として進んで社会に参加・貢献し、自立して生きる態度を育てる。
- 自らを表現し、他人を尊重し協力する社会性を育てる。
- 基本的な生活習慣を身に付け、健やかな心と体を育てる。

#### <目標実現のための「3つの充実」>

- 12年間の個に応じた一貫性のある指導の充実
- 小学部から系統的かつ発展的なキャリア教育の充実
- 地域特性や地域資源を活用した教育活動の充実

## II-1 中期的目標

### 1 安全、安心な学校運営

- (1) 教員の安全管理意識の向上及び事故防止の方策の徹底
- (2) 知的障害教育外部専門員を活用した教員の専門性の向上。
- (3) 人権を尊重し、体罰、いじめ、不適切な指導の根絶と豊かな心を育む教育の推進
- (4) ミドルリーダーを中心とした組織的な学校運営及び人材育成
- (5) 経営企画室と連携した適切かつ効果的な予算編成。

### 2 児童・生徒個々の教育的ニーズに応じた教育の充実

- (1) 学習指導要領を踏まえた小学部から高等部までの一貫した教育課程の編成と「主体的・対話的で深い学び」の視点での各教科の学習内容及び指導方法の検討と授業改善
- (2) 東京都教育ビジョン（第4次）及び「未来の東京」戦略等に基づくデジタル技術の活用による教育の推進
- (3) 12年間の系統的なキャリア教育の推進
- (4) 王子 café 等の校内資源および地域資源等を活用した学習の促進
- (5) 高等部に在籍する生徒の障害特性や障害の程度等、個々に応じた就労支援
- (6) 児童・生徒の基礎体力の向上、運動習慣等による健康保持増進
- (7) 芸術活動の充実

### 3 保護者や地域、関係機関との連携及びセンター的機能の発揮

- (1) 保護者や地域への適切な情報発信及び広報による理解啓発
- (2) 地域の小学校、中学校、就学前施設等への情報提供や巡回相談等の充実及び
- (3) 都立学校発達障害教育推進エリアネットワーク（通称：都立版エリアネットワーク）による都立高等学校に在籍する発達障害等のある生徒への指導及び支援の実施
- (4) 東京都特別支援学校・特別支援学級設置学校体育連盟事務局事務の適切な運営

## Ⅱ－２ 方策

### １ 安全、安心な学校運営

- (1) 学校危機管理マニュアルの改訂をすすめ、事故や災害時への対応力を強化する。
- (2) 新型コロナウイルス感染防止を含め、清掃活動や消毒作業等を徹底し衛生管理に努める。
- (3) 外部専門員を活用した児童・生徒のアセスメントを実施し、実態把握に基づく指導を行う。外部専門員の評価や資料等はサーバー等に保存し、全教員が閲覧できるよう整備する。
- (4) 人権尊重及び体罰防止等に関する年間の計画的な研修を実施し、主幹教諭、主任教諭等ラインを活用した安全管理体制を構築する。
- (5) 学校をあげて「あいさつ運動」「花いっぱい運動」を実施し、校内美化や自然への感謝の気持ちを育み、積極的に人と関わる態度の育成や心理的安定につなげる。
- (6) ミドルリーダーの個々の役割を明確にし、所掌部署の進行管理を適切に行う。OJTを通して後進の育成を図る。
- (7) 予算編成指針の下、各部署からの予算申請について基礎資料を作成し、学校全体で効率的な予算を編成する。

### ２ 児童・生徒個々の教育的ニーズに応じた教育の充実

- (1) 全教員による他学部体験を実施し、各学部の児童・生徒の生活年齢、発達段階に応じた教育活動等の相互理解を図る。
- (2) 前年度の校内研究を踏まえ、学習指導要領に沿った単元配列表及び「主体的・対話的で深い学び」の観点での学習内容及び指導方法等について研究授業をもって検証し、教育課程に反映させる。
- (3) 東京都の研究事業等に参画し、ICTや統合学習支援サービス(Microsoft Office365)等を活用した学習を推進する。各教員が作成した教材等をサーバー上で管理し、全校で共有する。
- (4) WITH コロナ及び学校の大規模化に対応した学校行事(運動会、体育祭、校外学習、宿泊学習等)のあり方を検討する。
- (5) 生活年齢、発達年齢に応じたキャリア教育の学習内容を整理するとともに、中・重度の生徒を含め、個々の生徒に応じた労働市場を開拓し、進路選択の幅を広げる。
- (6) 児童・生徒の生活年齢及び発達段階等に応じ、地域と結びついた学習の機会を拡充する。
- (7) 児童・生徒の生活リズムや基本的な生活習慣の確立、及び運動習慣の定着を図る。
- (8) 令和4年度及び5年度の東京都特別支援学校・特別支援学級設置学校体育連盟」事務局業務を適切に役割分担し、他校等の連携を円滑に進める。
- (9) アートプロジェクト展を始めとする東京都の研究事業等を活用して芸術活動を推進する。

### ３ 保護者や地域、関係機関との連携及びセンター的機能の発揮

- (1) デジタル技術や地域資源を活用した情報発信及び広報活動を実施する。
- (2) 教育機関や福祉機関等の各関係機関、専門家及びボランティア等、外部とのネットワークを強化し、センター的機能を発揮する。
- (3) 近隣の特別支援学校と協力し、都立版エリアネットワークによる高等学校支援の体制等を構築する。

### Ⅲ 今年度の取組み目標と方策

#### 1 教育活動

##### (1) 学習活動

- ① 新学習指導要領に基づいた個別指導計画の書式を整備・検証する。【主幹教諭会、教務部】
- ② 研究主題は「知的障害の小・中・高一貫校における教育的対応を踏まえた授業づくり」とする。教科等ごとに分科会を設定し、月一回の研究会を実施する。各教科等単元配列表をもとに、障害特性に応じた支援の工夫を行った授業改善に取り組む。【全教員、研究研修部】
- ③ 外部専門員によるアセスメントの実施及び指導助言等を通して指導の充実を図る。  
【全教員 通年】
- ④ 本校独自の教室環境チェックリストを活用して学習環境の整備を行う。  
【各学期 1 回、研究研修部】
- ⑤ 「日常生活の指導」、「遊びの指導」、「生活単元学習」、「社会性の学習」、「作業学習」等各教科を合わせた指導について、教科との関連を明確にした目標設定と指導を行う。  
【教科部会、研究研修部】
- ⑥ 読書や書字への興味・関心を高めるとともに児童・生徒の学習到達度に応じた級の漢字検定へ参加する。【国語科】
- ⑦ 王子カルチャーロード・ギャラリーや「十条商店街 お休み処」への作品展示を行い、児童・生徒の芸術活動への意欲を喚起するとともに、地域への広報を行う。  
【図工・美術科、地域連携委員会】
- ⑧ アートプロジェクト展等への参画等、都教育委員会指導部の芸術教育推進事業に参加し、児童・生徒の芸術に関わる諸能力の開発向上を図る。  
【図工・美術科、全学年、応募人数 20 人以上】
- ⑨ 校内の花壇を徐々に増やし、花の栽培を促進する。【高等部作業班、各学級等】
- ⑩ 現場実習での評価を速やかに授業に反映するシステムを整備する。【キャリアデザイン部】
- ⑪ 「情報処理技能検定試験（表計算）」「日本語ワープロ検定試験（ワード）」等の検定試験に参加する。【高等部生徒受験者 5 名以上 合格者 5 名以上】
- ⑫ プログラミング教育担当主任を置き、小学部から高等部までのプログラミング教育を行う。  
【各学年 1 回以上】
- ⑬ 各学年にオンライン教育リーダーを置き、一人一台端末の活用や統合学習支援サービス（Microsoft Office365）等を活用したオンライン学習を推進する。全校の ICT を活用した教材や学習指導案等のデータ等をサーバー上で管理し、共有化を図る。【全教職員、研究分科会（情報）】
- ⑭ 指導教諭による適切な年次研修の進行管理と模範授業公開を実施する。  
【模範授業年 3 回以上】

## (2) 生活指導

- ① 児童・生徒の人権に配慮した言葉掛けや「さん」付けでの呼称を徹底し、体罰を根絶する。  
【全教職員、体罰防止研修 年3回】
- ② ふれあい月間や学校いじめ対策委員会の実施及び学校サポートチーム会議による情報共有等により、いじめの未然防止、早期発見早期対応を実施する。【全教職員、年3回】
- ③ 自殺対策基本法等を踏まえ、命や思いやりを大切にする心の育成、自分の感情やSOSの適切な表現等に関する教育を推進する。【全教員 通年】
- ④ 児童・生徒の主体的な活動を促進し、自己肯定感や自己有用感を育む指導の充実を図る。  
【全教員 通年】
- ⑤ SNS 東京ルールを踏まえ SNS の正しい使用についての指導を徹底する。【高等部、通年】
- ⑥ 保護者等と連携した計画的な一人通学練習を実施する。【新規 15 名以上】
- ⑦ 日常の中で挨拶を意識できるよう「あいさつ運動」の期間を設定する。【年2回、全教員】
- ⑧ 新しい環境下に対応した学校危機管理マニュアルを更新する。火災や地震、津波、Jアラート等を想定した避難訓練等を実施する。【生活指導部、年10回以上】
- ⑨ 首都直下型地震等を想定し、地域と連携した宿泊防災訓練を実施する。  
【高等部第1学年、年1回】
- ⑩ 水害時の避難住民の受け入れについて北区と調整を進める。【副校長、生活指導主任】
- ⑪ スクールバス連絡会において適時情報伝達を行う。また乗務員の人権意識向上、児童・生徒等への対応方法、特別支援教育理解等の研修を実施する。【生活指導部、月1回】

## (3) キャリア教育・進路指導

- ① 各学部のつながりを大切にしたキャリア教育を推進し、特に、小・中学部段階における具体的な指導内容を可視化する。【各学部、キャリアデザイン部、教育課程検討委員会】
- ② 生活年齢や発達段階に応じて児童・生徒自身が自己理解を深め、将来の生活や進路選択等ができるような指導・支援を推進する。【全教員、通年】
- ③ 中・重度生徒を含め、生徒の希望や個々の力が発揮できる企業等への就労を実現する進路指導の充実を図る。【企業就労率 40%以上、1年以内定着率 90%以上】
- ④ 高等部において「王子 café」を計画的に営業する。【各学年、年1回ずつ】
- ⑤ 中重度生徒を含めた就労を促進する。【中重度生徒企業就労率者 5人以上】
- ⑥ 小学部、中学部段階のキャリア教育の一環としてCHKシステム(除菌清掃)等の清掃実習会を開催する。【小学部第5学年、中学部第2学年】
- ⑦ 地域と連携した就業体験活動を実施する。【地域連携担当者、2件】
- ⑧ 喫茶接客サービス技能検定を通し、王子 café の充実を図る。【級取得者5名以上】
- ⑨ 個別移行支援計画を作成し、必要に応じて支援会議等を実施することにより卒業後の支援体制を構築する。【高等部第3学年生徒全員】
- ⑩ 支援機関や就労先の職場等と連携して卒業生の職場定着支援を行う。  
【前年度卒業生の職場定着率 90%以上】

#### (4) 特別活動・部活動

- ① キャリア教育の視点に基づき、宿泊学習や校外学習の系統性を見直すとともに、児童・生徒数の増加や WITH コロナを見据えた学校行事の在り方を検討する。

【主幹教諭会、教育課程検討委員会】

- ② 近隣の小中学校や副籍指定校と連携を深め、交流及び共同学習の充実を図る。【年5回】
- ③ 外部指導員を活用した部活動を推進する。【高等部】

#### (5) 健康づくり

- ① 新型コロナウイルス等の感染症対策を徹底する。【全教職員】

- ② 「TOKYOACTIVEPLAN for students」(総合的な子供の基礎体力向上方策(第4次推進計画)に基づき、児童・生徒の体力の向上を図る。【全教員、保健体育科】

- ③ 担任、栄養士、養護教諭、給食主任、保護者と連携し、適切なアレルギー対応を行う。

【アレルギー研修 年1回】

- ④ 豊かな食生活を目指して、給食と連携した食育を推進する。【年3回】

- ⑤ 担任と保健室、学校医等と連携した児童・生徒の保健管理、年間計画に基づく適切な保健指導等を通して、基本的な生活習慣及び健康に関する教育を推進する。【通年】

- ⑥ 保健日より及び給食日よりを通して保護者等への情報発信や理解啓発を実施し、家庭と連携した児童・生徒の健康づくりに取り組む。【通年】

- ⑦ 性教育やがんを含む健康教育、歯科保健指導等を推進し、児童・生徒の健全な生活を支援する。【歯科：年5回・性教育、がん教育を含む健康教育：高等部：年2回】

- ⑧ 精神科校医や心理士等の専門家と連携し、児童・生徒の心の健康維持を図る。【年10回】

- ⑨ 給食時の配膳下膳マニュアルを活用し、年度当初全教員による配膳シミュレーションを行い、配膳下膳時の安全を図る。【保健給食部、栄養士】

## 2 関係機関との連携及びセンター機能の発揮

### (1) 本校の教育活動及び特別支援教育への理解啓発

- ① 学校ホームページの構成等を見やすくし、計画的に保護者や地域に向け情報発信する。また、ツイッターの活用を促進する。【広報・行事部】

- ② コロナ禍における授業参観、学校公開等の実施方法等の工夫をする。【年2回】

- ③ 講演会、学校間交流、学校便り、出前授業、教育相談活動等を通して特別支援教育の理解啓発を促進する。【特別支援教育コーディネーター、支援部、広報・行事部】

- ④ 中部フェスタに高等学校等との連携した形で参加し、理解啓発を図る。【連携1校】

### (2) 関係機関との連携

- ① 児童・生徒に関わる支援機関等との連携の充実を図る。【支援機関等連絡会年2回】

- ② 放課後等デイサービスへの安全な児童・生徒の引き渡しを行うとともに、必要な情報共有や連携を図り、児童・生徒の放課後の生活を充実させる。【支援機関連絡会 年1回】

- ③ 副籍交流が円滑に実施できるよう事前の出前授業を積極的に行う。【年2回】

### (3) 特別支援教育センター的機能の発揮

- ① 通学区域内の特別支援学級及び通常学級への支援を行い、小中学校における特別支援教育の専門性向上を図る。【年 10 回】
- ② 夏季休業期間に理解啓発研修会を実施する。【年 2 回、研究研修部】
- ③ 地域の小学校・中学校との連合コーディネーター会議を実施し、連携を図る。【年 3 回】
- ④ 都立版エリアネットワークの拠点校として、年間の活動計画や支援体制等を近隣の特別支援学校と連携して構築する。【特別支援教育コーディネーター】

## 3 適正な学校経営の推進

### (1) 安全安心な学校づくり

- ① グラウンド使用のルールを作り安全管理の徹底を図る。  
【主幹教諭会、教育課程検討委員会、保健体育科部会】
- ② 安全な水泳指導計画の作成と全教員による研修を行い、安全かつ適切な水泳指導の実践を徹底する。【保健体育科、保健給食部、プール管理委員会】
- ③ 校舎内外の危険個所の整備と点検を徹底し、敷地内の植栽の管理、ごみの減量、外構工事等中の安全管理等、学校環境保全を推進する。【全教員、通年 毎月 1 回点検日】

### (2) 服務規律の徹底

- ① 法令に基づく厳正な服務規律を徹底する。【通年 全教職員】
- ② 保有個人情報管理の規定を順守し、定期的な点検等を徹底する
- ③ 4S（整理、整頓、清掃、清潔）及びクリーンデスクを徹底する。【週 1 回机上整理日】
- ④ 人事部「ふくむニュースレター」等を活用し「服務事故ゼロ」を徹底する。

### (3) 円滑な外部折衝

- ① 来校者への挨拶の励行【通年 全教職員】
- ② 窓口及び電話等での丁寧な応対。【通年 全教職員】
- ③ 電話の確実な取次や郵便物等の正確な伝達【通年 全教職員】

### (4) ライフワークバランス及び業務の効率化

- ① 時間外勤務の縮減。【月 45 時間以上の時間外勤務 10 人以内】
- ② 定時退庁日、学校閉庁日の活用したライフワークバランスを踏まえた勤務を実施する。  
【週 1 回 6 時閉庁、学校閉庁日 年 5 日】
- ③ 各分掌の職務の整理とマニュアル等を活用して業務の効率化を図る。【各分掌主任】
- ④ 保護者会、その他諸会議についてオンライン等を活用した効率化を図る。  
【情報教育部、教務部、各学部】
- ⑤ 副校長マネジメント支援員を有効に活用し、副校長の職務の効率化を図る。【副校長】

### (5) 経営企画室業務の適切な遂行と積極的な経営参画

- ① 校内の物品管理、整備等を計画的に実施する。【各学部、各教科、各分掌、経営企画室】
- ② 一般需用費のセンター執行率を向上させる。【センター執行率 60%以上】
- ③ 教員及び経営企画室職員が相互の業務を理解し、円滑な連携を推進する。【通年、全教職員】